

栄東まちづくり協議会 2 月会議 議事録

日 時：2023 年 2 月 2 日（木）18:30～21:20 場 所：栄東まちづくり協議会会議室
出席者：田端、加藤、野田、近藤、江口、小澤、濱田、大谷、横井、池田（大畑代理人）

●定足数及び議事録署名人の確認

13 人中 10 人の出席で規約第 10 条第 2 項の規定（在籍会員の過半数の出席）により有効に成立、議事録署名人は近藤委員と大谷委員とする。

■議題

1. 防犯事業 防犯カメラの更新について

防犯カメラの更新について資料の通り説明した。また、維持管理として栄 5 丁目 HDD 録画タイプの防犯カメラの収納ボックス換気ファンの全基交換を予定していたが、今年度中の部品調達及び工事完了ができないことが判明し、今年度の実施ができなくなったことを説明した。

<審議事項> 防犯カメラの更新について、資料記載の内容を基に事業を進めることが全員一致で承認された。

（質問、意見及び回答）

- 収納ボックスの換気ファン全基交換が今年度中は間に合わないとの補足情報について、今回はやむを得ないと思うが、今年限定の事情なのか、今後も調達期間は何か月か前に言わないと間に合わないのか。調達時期を考えて今後の計画を立てないといけないため、確認だけはしておいていただきたい。
→事前に情報収集を行う。尚、換気ファンは耐用年数が過ぎているため、今年度の交換を予定していたが、今現在ファンが壊れてはおらず、現状でも実害はない状況である。また、来年度の防犯事業の予算には換気ファン交換の費用は計上していないが、交換の必要があれば事業の進捗を見ながら対応することを検討していきたい。
- 今回審議されているのは 2022 年度のものか。栄 5 丁目内の町内会から防犯カメラを付けてほしいという要望が上がっているが、これは 2023 年度に予定していただけるのか。
→その通りである。

2. 多文化共生事業 イベントの実施について

イベントの実施について資料の通り説明した。

<審議事項> イベントの実施について、資料記載の内容を基に事業を進めることが全員一致で承認された。

(意見)

- 多文化共生はこの地域で切っても切れない事業の一つである。以前栄東まちづくりの会で、栄東地域に外国人の方が非常に多くなった時に外国人の在留資格等の内容を説明してほしいと入管に要請をしたことがあるが実現しなかった。詳しい方からのこういった報告をしてもらえるのは良いことなので、勉強会への参加協力をお願いしたい。

3. 調査研究事業について

調査研究事業について資料の通り説明した。

<審議事項> 調査研究事業について、資料記載の内容を基に事業を進めることが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答)

【まちづくりビジョンについての講習会について】

- 参加者に協議会会議室で最大 30 名想定とあるが、誰を想定しているか。
→ 広く一般の方を含めて呼ぶのは時期的に現実的でないと考え、主要メンバーの協議会委員と地域団体会員を想定している。協議会会議室を使うかどうかは人数次第である。
- 講習会の参加者について、町内会長等いつも同じメンバーで集まり、新しい発想等が少ないように感じ、できるだけ若い人へ呼びかけができないかと思う。対象者を集める方策をもう少し皆で考え、ある程度ターゲットを絞り、開催の方向へ持っていけば良いと思う。
→ 新しい意見、新しい目で見えた地域を出してもらうことが必要だと思う。これからの栄東のまちづくりのことなので、対象者の設定はご意見の通り検討したいと思う。今回はファーストステップとして他地域のまちづくりビジョン策定の経緯を知り、ビジョン策定についての意見交換・意思疎通もできる講習会として、参加者を協議会委員と地域団体会員とする案として整理をした。そこで様々な意見が出てくると思うため、それを踏まえ、まちづくりビジョン策定をすることになった場合の参加メンバーの設定も含め、皆さまの意見をいただきながら進めたい。
- その時で終わりの講習会と、今後も付き合いをしていくことにするような趣旨の講習会の二通りがあり、知識や方法論を学ぶ講習会であれば単発でも良い。一方で、その後の関係も続いていくような講習会であれば、終了後の懇親会等を付け加えた方が有意義なものになると思う。どちらの講習会とするかを決めた方が良いと思う。
→ 今年度の残りの期間も踏まえ、今回の案として整理した内容は前者の知識やノウハウを広く習得するものである。今後更に講習会を実施するにあたっては、参考にしたい対象エリアやお付き合いしたい人があればぜひ教えていただきたい。

【他地域先行事例の研究について】

- 分かりやすいテーマとしては、ごみ処理や自転車がある。自転車は一度大阪に視察へ

行ったことがある。実施している内容を見るだけであれば簡単である。他の例で言うと、歌舞伎町へ視察に行ったことがあるが、それだけお金があればできるという所に終始した。それを自分たちの地域に参考にするのは難しい。私達が活動していて、別の地域の実施内容を見て、分かりやすいものが最初は良いのではないか。

→資料で案として記載している「他地域先行事例の研究」の中には単発のものも次のおつきあいにつながるものも含まれている。例えば、栄東発展会で積極的に取り組んでいただいている「ゴミ、カラス対策」に関連し、小牧市を挙げているが、大学等と連携した事業で、カラスの嫌いな音を出し追い払う実証実験をしており、かなりの効果を得ているようなので、そういった話を聞くことで今度のお付き合いにもつながるかもしれない。また、「防災事業」で兵庫県神戸市を挙げているが、阪神淡路大震災後に「人と防災未来センター」ができ、都市型災害に特化した施設になっているため、栄東地域と似ている災害があると思われ、主宰の方とうまく関係ができれば、今後の指導やアドバイザー的な役割を念頭に入れながら案として整理した。いきなり皆さんで行って参考にならない事態にならないよう、事務局が先行視察し報告させていただきたいと考えている。今後も対象としたいテーマやエリアがあれば随時事務局へお知らせいただきたい。

- 「自転車対策」についてだが、伏見や名古屋駅の受注業者や地域団体から駐輪禁止区域指定後の混乱について聞いてみたい。
- 遠方へ視察へ行く事になったら、同じく「自転車対策」について、以前ビル協会で大阪の曽根崎を視察し、夜間パトロールに同行させてもらった。今もつながっているため、受け入れてくれると思う。街が女子大小路に似ていて参考になるのではないかと思う。

4. 広報事業について

広報事業について資料の通り説明した。

<審議事項> 広報事業について、資料記載の内容を基に事業を進めることが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答)

- SNS等で色々な情報が拡散して大変な問題になっていることもあるため、広報資料を作るにあたってリーガルチェックやコンプライアンスチェック等を実施する考えはないか。
→現在パンフレット作成について相談をしている業者何社かがあるが、業務としてコンプライアンスチェックがあるかどうかは確認していない。但し、パンフレットを作るにあたっては、専門業者に委託しようと考えているため、肖像権や著作権等は一定程度把握していると思われる。留意して作成していく。
- 行政でTwitterを投稿する際には、担当者が作成した案を複数人でチェックしてから投稿することで、誤った投稿を防ぐ取り組みをしているところもある。

- 名刺はどのようなものを想定してるのか。事業者の名刺を渡すことが多く、一般の方には渡らないと思うが、費用対効果はあるのか。
 - 協議会では役員や事務局を含め、地域、行政やマスコミ等へ挨拶や営業に行く場合がある。その際に、口頭で説明するだけでは相手に伝わらないこともあるため、協議会の事業内容を説明したパンフレットのQRコードを入れたり、栄東地域に合ったデザインを作り、栄東地域の情報につながる広報戦略としての名刺を想定している。普段接点のない方とのやり取りの機会に栄東地域のことを知ってもらうチャンスとして、名刺作成を案とした。費用対効果について、費用規模としては10万円弱であり、相対的であるが高すぎではないと考えている。
- 名刺を作成することが目的ではないため、協議会の各種事業の中で宣伝と組み合わせながら、積極的に使うようにしてほしい。

5. 2022年度予算の修正について

2022年度予算の修正について資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 予算を修正し、各事業を執行することが全員一致で承認された。

(質問、意見及び回答) 意見、質問なし

6. 栄東まちづくり協議会事務局職員就業規則の改正について

栄東まちづくり協議会事務局職員就業規則の改正について資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 栄東まちづくり協議会事務局職員就業規則を改正することが全員一致で承認された

(質問、意見及び回答)

【栄東まちづくり協議会事務局職員就業規則に基づく賃金(案)について】

- 議決事項ではないが、附則の書き方を大きく変えている点について、今までの経緯があると思うため、書き方について事務局で確認し整理していただきたい。
 - 整理し、法制執務に則り適切な形に改める。
- 常勤職員の賃金について2つの賃金が定められているが、どのような場合がどちらに当たるのかについてどこかに定めがあるのか。
 - 具体的には労働条件通知書の中で業務内容を定めており、その中で業務内容に応じて定めている。尚、この賃金については積算根拠もある。

■報告事項

1. 防災事業 防災・防犯講習会について

防災・防犯講習会について資料の通り報告した。

(質問、意見及び回答)意見、質問なし

2. 環境美化事業 ゴミ、カラス対策について

ゴミ、カラス対策について資料の通り報告した。また、栄東発展会より今年度の残りの取組みとして、制作した啓発ポスター・チラシを随時本活動に関心を持っていただける方や企業、改善をお願いしたいビルへ配布・掲示依頼を継続する予定であることを報告いただいた。尚、今年度の事業予算はほぼ執行している状況であるが、栄東地域で必要だと思われる多言語版作成や増刷の要望が上がっているため、他事業の執行状況を見ながら年度内に事業調整費からの予算修正が承認いただければ、実施する可能性があることを報告した。

(質問、意見及び回答)意見、質問なし

3. 街路灯事業 栄5丁目の整備計画案作成について

栄5丁目の整備計画案作成について資料の通り報告した。尚、現在も検討中である「デザイン、路面平均照度の設定及び整備順位の考え方」については栄東発展会の2月定例会において検討の上、3月協議会で検討結果の報告をする旨の説明があった。

(質問、意見及び回答)意見、質問なし

4. 多文化共生事業 相談事業の広報資料について

相談事業の広報資料について資料の通り報告した。

(質問及び回答)

- 多文化共生事業とは、どこまでどう関わっていけば良いのかいまいちよく分からない。日本で生活していただく限りは日本のルールを伝えるのか、相談にのってあげるのが良いのか。最近テナントの中国や韓国、フィリピンの方は減っているが、ネパールやミャンマーは急激に増えており、外国の方の状況も変わっている。
→協議会の多文化共生事業は「相談事業」と「イベント」を事業としているため、それに地域の方が関わるのであれば、困りごとを抱えていそうな外国人の方に相談事業を周知していただく関わりはできる。一方で、多文化共生事業は双方向のもののため、外国人の方に日本の事を知っていただいて摩擦を減らし、日本ルーツの方にも様々な異文化の知識を持った上でコミュニケーションを取って、お互いに共生するものである。日本語教室を実施している地域もあり、事業として何を選択するか次第で変わるものである。

5. 地域活性化事業 公衆無線LAN廃止について

公衆無線LAN廃止について資料の通り報告した。

(質問、意見及び回答)意見、質問なし

6. 2023年1月以降の協議会事務局の賃貸契約について

2023年1月以降の協議会事務局の賃貸契約について契約の相手方が個人名義から法人名義となる旨とその経緯を報告した。

(質問、意見及び回答)意見、質問なし

■その他

1. 栄東まちづくり協議会における今後の体制・運営について

今後の体制・運営に係る各地域団体の意見集約結果について濱田委員より資料の通り報告し、以下の通り決定した。

- ・第4条第1項(委員):改正しない。
- ・第8条第2項(任期):「会長の再任不可」については改正しない。但し、「会長の再任不可は2期連続の場合に限定する」改正と「副会長の任期及び再任不可を削除する」改正については改めて各地域団体で意見集約をし、3団体の賛成が得られれば改正することとする。

(質問、意見及び回答)

《第4条(委員)について》

- 南武平町北部町内会を委員から外すという意見をいただいているが、南武平町北部町内会を委員に入れている理由としては、ミニポートピア栄を設立で国土交通省から設置の許可を得る際に設置町内会から反対意見が出ていないことという条件が付いており、その経緯で入っている。今後、施設で大きな変更があるともう一度国土交通省から同意を求められる可能性があるため、南武平町北部町内会を委員から外すという規約改正は行政としては難しいと考えている。

《第8条(任期)について》

◆会長について

- 「会長・副会長の再選不可を削除する必要がある」という意見について、今の制度ができた経緯をもう一度考えていただきたい。協議会は各地域3団体の意見を取りまとめてどうするか決めていく会である。会長・副会長・事務局長はどうしても長年やっていると務まらない職ではないと思う。そのため、なぜ再任しなければならないのかよく分からない。最初から制度の趣旨の通りやっていくべきだと思う。とりまとめをして委員の意見をしっかり聞くのが議長が一番大切な役割であり、田端会長でないといけないということはないと思う。
- 行政提案を受け事務局長が行政の充て職で運営してきている以上、異動があり、仮に事務局長が変わった場合は引き継ぎがあるとは言え、一からということになる。それも踏まえ、規約で決まっているからという理由だけで全て変えてしまうことが組織に

とって良いことかどうか考え、もう1期は今の役員の体制で続けていただきたいと考えている。

- 地域役員はボランティアであり、実際に事業をするのは地域団体が現場で動くが、行政とのやり取りや補助金の適切な管理や監査が通るように運営するのは事務局である。会長になった場合、能力如何ではなく、その事務局のフォローをすることができるかどうかである。そのため、今回は会長を変えない方が良いと思う。行政提案の仕組みはとても良いと思うが、ロータリークラブや青年会議所のように任期1年で人が変わり、そのための研修や会長養成の仕組み・歴史があってやっている。実際の運営として、そういった歴史もなく、この体制で役員が改選するのは厳しいと思う。
- 2年前に行政提案として再選不可をとした理由としては各団体の順番に会長を経験し、それぞれで順番に負担していくという考えであったため、その考え方が1回も実行されないまま規約を変えるというのは行政としてはいかなものかと考えている。
- 「会長の再任不可」を「2期連続しての就任」の場合に限定することについて、会長就任後会長を離れ、再度会長になることに関しては、地域3団体で同意が得られれば、規約の改正の手続きを進めていくので良いのではないかと考えている。
- 行政提案をした2年前から行政委員も含めメンバーがかなり変わっているが、会長・副会長を変えていこうという考え方の根本は、会長という仕事は地域3団体の意見が分かれた際にそこで出た意見と取りまとめて一つにするというものであり、非常に苦勞するものである。自身がある団体の所属だったとしても、その団体に意見にとらわれすぎず、客観的に何が正しいのかについて、自分の意見を言うのではなく皆の意見を一つの形にするためにはどうしたらいいのかを一所懸命考えていただき、答えを一つ出すことに尽力していただくのが職務である。それをやろうとした時に大きな苦勞があるため、その苦勞を同じ人がずっと続けるのではなく、その苦勞を各団体の方にも経験してほしいというものだった。その苦勞が分からないと、最終的に各団体が自分の意見を言い続けて妥協しないという意識にだんだんなってしまい、また同じようにバラバラの意見でまとまらず終わってしまう状態になる。それを避けたいと思い、行政提案では会長について各団体が同じ苦勞を経験していただきたいということで再選不可を入れた経緯がある。その後、1期目でまだ会長が変わっていないため、それがうまく行くかどうかはこれから次第だが、今規約を改正するとその意図が1回も実現しないままとなってしまうので、改正は止めた方が良く考える。最低3団体が同じ会長を経験し、その後に改正を検討するのは良いと思うが、その経験をする前に規約を改正するのは行政提案の重要な肝となっている部分の実現されないこととなるため、それは良くないと思う。

◆副会長について

- 「副会長の任期及び再選不可」の削除について、会長の任期は残した方がよいという前提に立っているため、副会長の任期についてもなくするのは難しいと考えるが、再選不可を削除する点については、地域での担い手が不足している状況もあり、地域3団体で同意されるのであれば、こちらは改正しても良いかと思っている。
- 協議会に限らず、地域の活動の担い手が非常に少なくなる中、必ず変えるということ

になると次の人材がいけないことは確かにある。そのため、会長はとりまとめるという責任があるが、副会長はその会長を支えるという立場で、まとめるという立場に立たなくてもできる。それに関し、一般的に副会長が会長になるという流れがよくあることも踏まえ、会長・副会長を一緒に改選することで連続性を失わせてしまうという部分までは2年前の行政提案の際に気づかなかった。副会長も含め全員が変わってしまうと引き継ぐ人がおらず分からない人ばかりになるという不安を今になって感じるため、副会長に関しては続いたとしても会長の権限を支えるという立場であればありうるのではないかと考える。行政提案の趣旨に反しないため、副会長の再選を外すという改正はしても良いのではないかと考える。

- (地域の担い手と言う意味では) 全体的に人材は不足しているが、少なくとも地域3団体から2名ずつ代表が選出されており、どの人がやっても不適ということはないと考える。組織は常に新陳代謝が必要であり、同じ体制が長く続くとマンネリ化し、組織が固定化して柔軟な対応が取れなくなるため、やはり変わっていくことが必要ではないかと思う。どういう形にしろ、皆で相談して決めていくことが大事だと思う。

◆全体について

- 会長・副会長・事務局職員は誰がやってもできる体制というのは非常望ましいと思うが、率直な感想としては、もし来年度に事務局長・会長・副会長が変わった場合はもっと大変になるだろうと思う。
- 役員は順番に入れ替わりながら当事者となって事業を実施していくということが、今後の持続可能なまちづくりをしていく点においては大事だと考える。
- 令和2年から委員をしており、体制が変わる前から見直しの議論をしているところから参加しており、体制の見直し前と後を比べると、個人的の意見よりは地域3団体の意見を集約して持つてこようという意識が大分定着してきている印象がある。そのため、今回の見直しの制度は一定の効果が見られるのではないかと思う。その中で会長の任期も肝の一つだと思うため、継続して行くべきだと思うが、今の議論で会長の責任・役割が大きいため、会長が変わった時の不安が大きいように感じられる。会長と副会長の体制があるため、会長の役割を副会長もある程度担うような形ができていると、会長が変わったとしても副会長がすぐにバックアップできるような形にできる。
- 会長だけでなく、副会長も事務局と打ち合わせをしたり、協議会会議の運営についても議事進行は副会長がし、議論がまとまらない時に会長がまとめるという形とする等、会長・副会長が助け合いながらやるというのが3団体が助け合いながらやることにつながることになるので、そういった体制の見直しができると思う。
- 今は2年の区切りでやっておりこれを続けていくべきかという協議をしているが、長期的な提案としては、会長と副会長が一斉に変わるのが良いのか、1年ずらして変わるのが良いのか、又は提案があったように副会長は再任できると良いのか、副会長をやった2名のうち次に会長をするのか等、継続性を持った仕組みを今後決めていけばいいのかと感じた。
- 人が変わっていてもしっかりと運営できる持続可能な団体となるためには、今後もある程度変わっていくことと想定し、引き継ぐ作業を経験しなければならない。今の

人が良いからと言って今ここで妥協し、来年なんとか持てば良いという考え方はできるだけ避けていただき、制度としてこの組織を10、20年続いていく、その訓練としてやっていかないといけないのではないかと考える。

《協議会の体制について》

- 2年前の行政提案時に賛成し、うまく機能すればとてもよいシステムだと思ったが、うまく機能するか見ていたが1年間は一向に変わらなかった。今年度2年目に協議会委員となり、事務局のフォローもあり、発展会で吸い上げた意見を協議会で報告するという制度が機能するようになったと実感しており、事務局長がしっかりルールを引いていただいたからである。それがもっと機能するためには地域3団体が意見集約をしっかりとやればもっと良くなると思う。協議会での発言はよく聞くとどちらかと言うと個人的な意見が多いように感じる。それがなくなり、今の体制が機能し、もっと地域が発展するようになると思ひ、ぜひこのままの制度で続けていただきたいと思う。

《事務局長・事務局について》

- 誰が事務局長・事務局員になってもやれるような仕組みづくりをするため、税理士や社労士に業務委託をしたり、事業評価の仕組みを導入し、できるだけ良いものは継続し、悪いところは改善し、分からないところは趣旨を説明し納得いく事業にし、公明正大に補助金を使って実施することを意識してきた。
- 将来的には補助金らしく地域主体で地域の課題を解決し、地域のことも分かる方にやっていただくのが理想の姿ではないか。
- 行政提案の「地域団体が考え実行し、協議会が決める。事務局は予算を管理する」という体制でやっていくことが決まれば、事務局としてはその方向でやっていくため、そのために各地域団体で考え意見をまとめ、協議会や事務局へ報告いただけると事業がスムーズに進むのではないか。
- 事務局長は充て職である以上、変わらざるを得ない。今の事務局長は細かい部分まで引き継げないかもしれないが、今の流れや考え方は引き継げる。事務局職員は退職しない限り続くため、今年度の経験についても充て職の事務局長へ伝えられる。
- 以前の事務局長のように、例えば名古屋市の退職した職員になっていただくと転勤もなく続けていただけのではないか。
→事務局長の人選は別の問題で、議論していただければ良い。現在は行政の充て職のため、その意味では必ず事務局長が見つかる状況である。
- 会長・副会長の関係性より、事務局長と事務局職員の関係性の方がまちづくりにおいて多大なる影響を及ぼす。今の事務局長と職員の関係性と、次の事務局長との関係性は大きく変わる。
→事務局に頼りすぎではならず、協議会委員は事務局へ向かうのではなく、協議会のそれぞれの委員と協議しないとならない。もし新しい事務局長で不足している部分があれば、協議会で委員が事務局長へ伝えれば良い。事務局長の力量だけに頼って事務局を運営していくような状況とするのは問題だと思うため、もし問題があれば委員がそれを指摘し、事務局長へ改善を求めるべきである。
- 民間の会社の社長では行政の段取りは分からず、事務局長へ聞くしか分からないこと

もある。依存はないが、頼ることはある。

→将来的には地域の方が事務局長となることが理想的だと思い、その場合は異動がなく長期的に担っていただけたらと思う。そういった事務局長が育つまでは充て職も選択肢としてはあると考える。

- 多くの議題がある中で、地域が今何をしなければならぬかを事務局が適切に情報提供してくれ、コミュニケーションが取れる関係になっているため、役員が変わっても事務局が不安に思うことはないと思う。
- 協議会に要望して何かをやってもらうという意識が地域にある。地域が考えたことを自分たちでやってそれに予算をつけてもらうという意識ではないことが問題である。

2. 次回協議会の日程について

次回協議会は3月2日（木）18:30より栄東まちづくり協議会会議室にて開催する。

以上